

# 誓約書

様式6

年 月 日

江戸川区長 殿

氏 名

法定代理人

商号又は名称

氏 名

(法人である場合においては、代表者の氏名)

届出者、法定代理人及び法定代理人の役員は、届出住宅について江戸川区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例第6条第3項の各号のいずれかを満たさなくなった場合は、事業を廃止し、廃業等届出書(住宅宿泊事業法施行規則第3号様式)を江戸川保健所生活衛生課に提出することを誓約します。

届出住宅

所在地:

不動産番号:

(参考) 江戸川区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例第6条第3項

- 3 制限区域( 1)においては、全ての期間、住宅宿泊事業を実施することができない。ただし、次の各号のいずれにも該当するときは、この限りでない。
- 一 住宅宿泊事業者が、江戸川区規則(以下「規則」という。)で定める期間以上引き続いて、届出住宅と同一の建築物内若しくは敷地内にある住宅又は隣接している住宅に居住するとき。ただし、住宅宿泊事業者が、当該届出住宅から発生する騒音その他の事象による生活環境の悪化を認識することができないことが明らかであるときを除く。
- 二 住宅宿泊事業者が、届出住宅に人を宿泊させる間、不在(日常生活を営む上で通常行われる行為に要する時間の範囲内の一時的な不在を除く。)とならないとき。
- 三 制限区域の区域内に存する届出住宅の居室の数の合計が五以下であり、当該届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を住宅宿泊事業者が自ら行うとき。

( 1 ) 江戸川区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例第6条第1項

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域とする。